

総務委員会資料

平成26年12月8日

報 告 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の 臨時特例に関する法律の概要について

- 資料1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時
特例に関する法律等の概要
- 資料2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時
特例に関する法律施行令概要
- 資料3 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時
特例に関する法律等の施行について
(総務大臣から各都道府県知事並びに各都道府県選挙管理委員会委員長
あての通知の写し)
- 参 考 公職の選挙 (年度別予定)

選挙管理委員会事務局

総務省選挙部

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の 臨時特例に関する法律の概要

1 趣旨

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成27年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑な執行等を図るため、選挙の期日を統一するもの。

2 統一地方選挙の執行日

- (1) 都道府県及び指定都市の議会の議員及び長
・平成27年4月12日（第2日曜日）
- (2) 指定都市以外の市、特別区、町村の議会の議員及び長
・平成27年4月26日（第4日曜日）

3 統一する選挙の範囲

- (1) 原則として、平成27年3月1日から5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙。
- (2) 平成27年6月1日から6月10日までの間に任期が満了する場合は、統一地方選挙として行うことが可能。

4 重複立候補の禁止

4月12日執行の都道府県等選挙の候補者となった者は、当該選挙区を含む選挙区で行われる4月26日執行の市区町村選挙又は衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができないこととする。

5 その他

統一地方選挙として行われる選挙についての寄附等の禁止期間を統一する特例を設けること。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令概要

1 選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「特例法」という。）第1条の規定により統一地方選挙として行われる選挙における選挙人名簿の登録は、それぞれの選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日現在（選挙人の年齢については、選挙の期日現在）により告示日の前日に行うものとし、当該登録をした者の氏名等の縦覧は、告示日に行うものとする。こと。（第1条関係）

2 署名収集の禁止期間の取扱いに関する事項

(1) 特例法第1条第1項又は第2項の規定により統一地方選挙として行われる選挙についての署名収集の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前60日に当たる日から当該選挙の期日までの間とすること。（第2条関係）

(2) (1)については、平成27年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員若しくは長又は公職選挙法第34条の2の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙については適用しないものとする。こと。（第3条関係）

3 同時選挙に関する規定の取扱いに関する事項

公職選挙法第120条第3項（都道府県選管から市町村選管への選挙を同時に行うかどうかの通知）及び第121条（選挙の同時施行決定までの市町村の選挙の施行停止）の規定は、特例法第4条第2項の規定により指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しないものとする。こと。（第4条関係）

4 その他

- (1) その他所要の規定の整備を図るものとする。こと。
- (2) この政令は、公布の日から施行するものとする。こと。

総行選第59号

平成26年11月27日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務大臣

(公印省略)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の
臨時特例に関する法律等の施行について (通知)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「特例法」という。）が平成26年法律第125号をもって、また、特例法第8条の規定に基づく地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（以下「特例政令」という。）が平成26年政令第377号をもって、それぞれ11月27日に公布され、いずれも公布の日から施行されました。

特例法は、平成27年3月から5月までの間に任期満了が予定されている地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙その他の選挙の期日を統一するとともに、これらの選挙に適用されるべき特例を定めたものであり、特例政令もまた、これらの選挙の手續その他その執行に関する特例等を定めたものです。

貴職におかれましては、特例法及び特例政令を十分御理解されるとともに、その運用に遺憾のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

また、この通知は、地域の元気創造プラットフォーム（総務省・全国自治体情報共有データベース）における「調査・照会システム」を用いて電磁的記録を送信することにより行うこととし、書面の発送は行わないので御留意ください。

記

第1 選挙期日の統一に関する事項

1 期日が統一される選挙の範囲及び選挙期日

- (1) 平成27年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては平成27年4月12日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては同月26日に統一された。ただし、同年3月30日以前に任期が満了するもので、当該任期満了による選挙を同年2月28日以前に行う場合及び当該任期満了による選挙を公職選挙法第34条の2第1項又は第3項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合は、特例法による期日の統一から除外される（特例法第1条第1項関係）。
- (2) 平成27年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、(1)に規定する期日とすることができることとされた。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の選挙管理委員会にあつては同年1月11日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月25日までに、その旨を告示しなければならないこととされた（特例法第1条第2項関係）。
- (3) 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（(1)の地方公共団体の議会の議員又は長（すなわち、平成27年3月1日から同年5月31日までの間にその任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長）であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び(2)の地方公共団体の議会の議員又は長（すなわち、平成27年6月1日から同月10日までの間にその任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長）であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものをいう。（4）において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法

第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成27年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条各号に掲げる告示日前5日までに始まるときは、当該選挙の期日は、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては同年4月12日、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月26日とされた。ただし、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合は、特例法による期日の統一から除外される（特例法第1条第3項関係）。

ア 本項において「任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合」とは、地方自治法第78条若しくは第178条第1項又は地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定により議会が解散された場合、公職選挙法第114条若しくは第116条の規定に該当するに至った場合又は長の再選挙を行うべき事由が生じた場合をいう。

イ 「公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成27年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条各号に掲げる告示日前5日までに始まるとき」とは、市区町村の選挙について例示すれば、議会の解散による一般選挙にあつては平成27年2月20日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年4月13日まで、町村にあつては同月15日までの間にその議会が解散されたときをいい、公職選挙法第116条の規定による一般選挙、公職選挙法第109条又は第114条の規定による長の選挙にあつては、当該市区町村の選挙管理委員会が同年2月10日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年4月13日まで、町村にあつては同月15日までの間に公職選挙法第34条第4項に掲げる通知を受けたときをいう。

- (4) 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、選挙を行うべき事由が生じた場合（市町村の設置による選挙の場合を除く。）において、公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成27年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条各号に掲げる告示日前10日までに始まるときは、当該選挙の期日は、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては同年4月12日、市区町村の

議会の議員及び長の選挙にあっては同月26日とされた。ただし、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合は、特例法による期日の統一から除外される（特例法第1条第4項関係）。

ア 本項の規定は、その議会の議員又は長の任期が平成27年2月28日以前又は同年6月1日以後に満了することとなる地方公共団体（平成27年6月1日から同月10日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了する地方公共団体）にあっては、その議会の議員又は長の任期満了による選挙について、特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされていない場合に限る。）のうち、その議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）による告示がなされていない地方公共団体において、今後新たに選挙を行うべき事由が生じた場合に関するものである。当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）による告示がなされている地方公共団体において、今後新たに選挙を行うべき事由が生じた場合には適用されない。

イ 本項において「選挙を行うべき事由が生じた場合」とは、地方自治法第78条若しくは第178条第1項又は地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定により議会が解散された場合、公職選挙法第114条若しくは第116条の規定に該当するに至った場合又は長の再選挙を行うべき事由が生じた場合のほか、議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙を行うべき事由が生じた場合を含むものである。

なお、市町村の設置があったことにより行われる設置選挙について本項の適用が除外されており、当該設置選挙は、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき市町村の設置の日から50日以内に行うこととなるので留意されたい。

ウ 「公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成27年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条各号に掲げる告示日前10日までに始まる時」とは、市区町村の選挙について例示すれば、平成27年2月20日から指定都市以外の市及び特別区にあっては同年4月8日まで、町村にあっては同月10日までの間に議会が解散されたとき又は同年2月10日から指定都市以外の市及び特別区にあっては同年4月8日まで、町村にあっては同月10日までの間に当該市区

町村の選挙管理委員会が公職選挙法第34条第4項に掲げる通知を受けたときをいう。

エ 本項の規定によって期日を統一される選挙の範囲について、特に、選挙を行うべき期間が特例法第2条各号に掲げる告示日前9日から告示日までの間に始まるもの（例えば、町村の議会が平成27年4月11日以後に解散された場合等）を除くこととされたのは、公職選挙法第110条第4項ただし書及び第113条第3項ただし書の場合と同様の趣旨から選挙を執行するための準備期間を確保するためである。

2 選挙期日を告示すべき日

特例法第1条の規定によって行われる選挙の期日は次の区分により告示しなければならないこととされた（特例法第2条関係）。

都道府県知事の選挙	平成27年3月26日
指定都市の長の選挙	平成27年3月29日
都道府県等の議会の議員の選挙	平成27年4月 3日
指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙	平成27年4月19日
町村の議会の議員及び長の選挙	平成27年4月21日

なお、本条の規定は、選挙の期日を告示すべき日を統一したものであるから、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（特例法第4条第2項の規定により同時に行われる都道府県及び指定都市の選挙にあつては、都道府県の選挙管理委員会）においては、必ず本条に規定する日に当該選挙の期日を告示しなければならない。

第2 同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い

公職選挙法第34条の2の規定は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成27年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しないこととされた（特例法第3条関係）。

これは地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成27年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、公職選挙法第34条の2の規定を適用しなくても、特例法第1条第1項の規定により、都道府県等にあつては同年4月12日に、市区町村にあつては同月26日に当該地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙を同時に行うことが可能で

あるためである。

第3 同時選挙に関する事項

1 同時選挙

特例法第1条の規定によって行われる都道府県の議会の議員の選挙と当該都道府県知事の選挙、市町村及び特別区の議会の議員の選挙と当該市町村及び特別区の長の選挙とはそれぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行うこととされ、指定都市の議会の議員又は長の選挙と当該指定都市を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙とは、公職選挙法第119条第2項の規定により同時に行うこととされた（特例法第4条第1項及び第2項関係）。

(1) 本条の規定により、これらの選挙は法律上当然に同時選挙として行われることとなるのであり、同時選挙として行うかどうかについての選挙管理委員会の決定を必要としない。なお、これに伴い、公職選挙法第120条第3項及び第121条の規定は適用がないこととされた（特例政令第4条）。

(2) 特例法第1条の規定によって行われる選挙以外にも同条の規定によらず任意に平成27年4月12日又は同月26日に行うこととなる選挙もありうるが、これらの選挙と他の選挙とを同時選挙として行うためには、特に公職選挙法第119条第1項又は第2項の規定により同時に行う旨の決定を要する。

2 電磁記録投票法第14条第1項との適用関係

1の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（以下「電磁記録投票法」という。）第14条第1項の規定により公職選挙法第12章の同時選挙の規定を適用しないこととされる選挙については適用しないこととされた（特例法第4条第3項関係）。

すなわち、電磁記録投票法第14条第1項においては、電磁的記録式投票を行う選挙と投票用紙を用いる選挙又はともに電磁的記録式投票を行う選挙のうち都道府県の選挙と市区町村の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙と長の選挙については、同時選挙として行うことができないこととされているところであり、これらの選挙については特例法第4条第1項及び第2項の規定を適用しないものである。

3 特例法第1条第2項後段の規定による告示をした場合の取扱い

特例法第1条第2項後段の規定により告示をした指定都市及び市区町村の選挙

管理委員会は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出ることとされた（特例政令第5条）。

これは、特例法第1条第2項の規定により平成27年4月12日又は同月26日に行うこととなる選挙についても、特例法第4条の規定の適用があり、同時選挙として行われることとなるものであるが、都道府県の選挙管理委員会において、指定都市及び市区町村の選挙が統一地方選挙として行われるか否かについて、把握しておく必要があるためである。

第4 重複立候補の禁止に関する事項

平成27年4月12日又は同月26日に行われる選挙について、公職選挙法第87条の重複立候補の禁止の規定が適用されるのは当然のことであるが、そのほか特例法第1条の規定により同月12日に行われる都道府県の選挙の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域について特例法第1条の規定により同月26日に行われる市区町村の選挙又は公職選挙法第33条の2第2項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙の候補者となることも禁止される（特例法第5条第1項関係）。

また、特例法第5条第1項の規定により候補者となることができない者は、投票の無効原因に関する公職選挙法第68条第1項第2号（公職選挙法第46条の2第2項の規定により読み替えて記号式投票に適用することとされる場合を含む。）及び第68条第3項第2号並びに立候補の届出の却下等に関する公職選挙法第86条第9項第3号、第86条の2第7項第2号（公職選挙法第86条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第86条の4第9項の規定の適用については、公職選挙法第87条第1項の規定により候補者となることができない者とみなすこととされた（特例法第5条第2項関係）。

- (1) 一たび都道府県の選挙に立候補した者が候補者たることを辞退した場合でも、本項の規定は適用される。
- (2) 本条において「当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）」とは、例えば、都道府県の議会の議員について一般選挙が行われる場合には、当該都道府県の全区域をいうものではなく、個々の選挙区をいうものである。したがって、A市の区域を選挙区とする都道府県の議会の議員の選挙の候補者

となった者が、B市の選挙に立候補することは差し支えない。

- (3) 公職選挙法第33条の2第2項の規定に基づき4月の第4日曜日（平成27年4月26日）に期日を統一して行われることとなる衆議院議員又は参議院議員の補欠選挙等について、重複立候補の禁止の対象とされているので留意されたい。

第5 寄附等の禁止期間に関する事項

1 寄附等の禁止期間の特例

特例法第1条第1項又は第2項の規定により平成27年4月12日又は同月26日に行われる選挙について、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合には、公職選挙法第199条の2第1項の「期間」及び公職選挙法第199条の5第1項から第3項までの「一定期間」とは、公職選挙法第199条の5第4項の規定にかかわらず選挙の期日前90日に当たる日からその選挙の期日までの間とすることとされた（特例法第6条関係）。

本条にいう「選挙の期日前90日に当たる日」とは、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては平成27年1月12日を、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月26日をいうものである。

2 特例の適用除外

1の規定は、次に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については適用しないこととされた（特例法第7条関係）。

- (1) 平成27年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

- (2) 平成27年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月25日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月25日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

(3) 平成27年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月25日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月25日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）

(4) 平成27年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙（都道府県等であつて、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月11日のいずれか早い日において現に在職する当該都道府県等の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日があるもの（都道府県等であつて、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月11日のいずれか早い日において、当該都道府県等の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

ア 本条の規定は、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、その任期満了による選挙が、特例法第1条の規定により平成27年4月12日又は同月26日に行われることが確定していない地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に係る寄附等の禁止期間については、特例法第6条により変更して適用することはしない旨を定めたものである。

イ (1)の市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、平成27年2月28日以前に執行することもありうるので、特例法第6条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合においては、公職選挙法第199条の2第1項の「期間」及び公職選挙法第199条の5第1項から第3項ま

での「一定期間」については、公職選挙法第199条の5第4項に規定する期間となるものである。

ウ (2)から(4)の地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、公職選挙法第34条の2第1項又は第3項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により行うことがありうるので、特例法第6条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合においては、公職選挙法第199条の2第1項の「期間」及び公職選挙法第199条の5第1項から第3項までの「一定期間」については、公職選挙法第199条の5第4項に規定する期間となるものである。

第6 選挙人名簿に関する事項

1 登録の基準日、登録日及び縦覧期間

(1) 特例法第1条の規定により行われる選挙の場合における選挙人名簿の選挙時登録については、特例法第2条各号に定める告示日の前日を基準日として告示日の前日にそれぞれ登録するものとされた。すなわち、都道府県知事の選挙にあつては、平成27年3月25日を基準日として同日に、指定都市の長の選挙にあつては、同月28日を基準日として同日に、都道府県等の議会の議員の選挙にあつては、同年4月2日を基準日として同日に、指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては、同月18日を基準日として同日に、町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、同月20日を基準日として同日に、それぞれ登録するものとされた。この場合において、年齢の算定基準日についてはいずれも選挙期日とされた（特例政令第1条関係）。

(2) 選挙時登録をした者の氏名等の縦覧の期間は、特例法第2条各号に定める告示日とされた（特例政令第1条関係）。

(3) 特例法第1条の規定により行われる選挙の場合における選挙人名簿の登録及び縦覧については(1)及び(2)によらなければならないものであつて、これと異なる基準日又は縦覧期間を選挙管理委員会において別に定めることはできないこととなる。

2 登録の移替え

特例法第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙について、市町村及び特別区の区域内の他の投票区の区域内に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えをしないことができる期間は、選挙の期日前60日から、その選挙の期日までの間とすることとされた（特例政令第1条関係）。

(1) 本条にいう「選挙の期日前60日」とは、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては平成27年2月11日を、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月25日をいうものである。

(2) 平成27年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長については、当該任期満了による選挙を同年2月28日までに行うために選挙期日を告示することができる日を経過するまでの間は、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定がそのまま適用されるものである。

第7 直接請求の署名収集の禁止期間に関する事項

1 直接請求の署名収集の禁止期間の特例

特例法第1条第1項又は第2項の規定により選挙が行われることとなる場合において、当該選挙が行われる区域内において直接請求のための署名の収集が禁止される期間は、当該選挙の期日前60日に当たる日から当該選挙の期日までの間とされた（特例政令第2条関係）。

本条の規定により署名の収集が禁止される期間は、例えば、市区町村の区域において、平成27年4月12日に当該都道府県の選挙が行われ、かつ、同月26日に当該市区町村の選挙が行われる場合には、当該区域内においては、同年2月11日から同年4月26日までの間となるものである。

2 特例の適用除外

1の規定は、次に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については適用しないこととされた（特例政令第3条関係）。

(1) 平成27年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

(2) 平成27年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月24日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年

6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

(3) 平成27年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月24日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）

(4) 平成27年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙（都道府県等であって、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月10日のいずれか早い日において現に在職する当該都道府県等の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日があるもの（都道府県等であって、当該都道府県等の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

ア 本条の規定は、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、その任期満了による選挙が、特例法第1条の規定により平成27年4月12日又は同月26日に行われることが確定していない地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間については、特例政令第2条により変更して適用することはしない旨を定めたものである。

イ (1)の市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、平成27年2月28日以前に執行することもありうるので、特例政令第2条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第

1条第1項の規定により行われた場合であっても、これらの選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間は、地方自治法施行令第92条第4項第1号に定める期間となる。

ウ (2)から(4)の地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、公職選挙法第34条の2第1項又は第3項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により行うことがありうるので、特例政令第2条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、これらの選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間は、地方自治法施行令第92条第4項第1号に定める期間となる。

第8 その他

特例法及び特例政令は、公布の日から施行することとされた（特例法附則及び特例政令附則関係）。

公職の選挙（年度別予定）

年度	選挙名（総称）	任期	任期満了日
27	統一地方選挙	市議会議員	4年 平成27年5月2日
		知事	4年 平成27年4月22日
		県議会議員	4年 平成27年4月29日
28	参議院議員通常選挙（3年毎に半数改選）	6年	平成28年7月25日 (平成22年7月11日に選挙された議員の任期)
	※衆議院議員総選挙	4年	平成28年12月15日 (ただし、平成26年11月21日衆議院解散)
29	川崎市市長選挙	4年	平成29年11月18日
	川崎市農業委員会委員一般選挙	3年	平成29年7月18日

※解散により前倒しで執行される場合があります。

（直近の各種選挙の投票率）

職名	投票率	執行日
市長	32.82%	平成25年10月27日
市議会議員	46.11%	平成23年4月10日
知事	46.19%	平成23年4月10日
県議会議員	46.02%	平成23年4月10日
衆議院議員	※59.65%	平成24年12月16日
参議院議員	※55.02%	平成25年7月21日
	※55.49%	平成22年7月11日

※衆・参はいずれも選挙区選挙の投票率